16.11.29 中機財第７号
平成 28 年 11 月 29日

入札説明書（最低価格方式）

件名：独立行政法人中小企業基盤整備機構の施設で使用する電気

調達No.８　中小企業大学校直方校他４施設で使用する電気（九州電力(株)管内）

平成２８年１２月２日
財務部調達・管理課

入札説明書

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）の「調達No. ８ 中小企業大学校直方校他４施設で使用する電気(九州電力(株)管内)」に係る入札（平成28年12月2日付け官報公告）については、関係法令、中小企業基盤整備機構会計規程（以下、「会計規程」という。）、中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（以下、「契約要領」という。）、政府調達事務取扱要領（以下「政府調達要領」という。）及び中小企業基盤整備機構競争契約入札心得（以下、「入札心得」という。）に基づくもののほか、下記に定めるところによる。

なお、官報公告の入札説明会の日時を「４．(1)入札説明書及び仕様書に係る説明会については、次のとおり開催する。日時：平成28年12月16日（金）15時00分に変更している。

記

１．調達内容

(1) 購入等件名及び数量

件名「調達No. ８ 中小企業大学校直方校他４施設で使用する電気（九州電力(株)管内)」

予定契約電力105kw、使用予定電力量4,348,000Kwh

数量　仕様書（別紙２）のとおり

(2) 特質等

仕様書のとおり

(3) 契約予定日及び供給期間

契約予定日　平成29年1月23日以降可能

供給期間　　平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 需要場所

仕様書（別紙１）による

(5) 入札方法

① 入札は、入札公告に示してあるとおり、調達No.1からNo.8までの件名毎に行う。

② 入札書に記載する金額は、調達No.1からNo.8の施設毎に、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（従量料金単価）に、あらかじめ当機構が仕様書別紙２で提示する施設毎、月毎の予定契約電力及び予定使用電力量を乗じた価格（3カ年分）の総価（施設合計）を入札金額（消費税相当額を含む。）とすること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（消費税相当額を含む、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

２．競争参加資格

(1) 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領※（以下「要領」という。）第２条及び第３条の規
定に該当する者ではないこと。※要領については次の機構 HP を参照。
（http://www.smrj.go.jp/kikou/disclo/zuiikeiyaku/059009.html）

(2) 中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程 22 第 37 号）第２条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。

(3) 中小企業基盤整備機構平成 26・27・28 年度競争参加資格審査において、「物品の製造」「物品の販売」のいずれかに登録された者であること。等級は問わない。

※新たに入札参加資格を得ようとする者は、平成29年1月10日（火）17時00分（必着）までに3.(2)の場所、又は最寄りの中小機構地域本部企画調整部企画調整課（ http://www.smrj.go.jp/kikou/gaiyou/012105.html ）、又は中小企業大学校業務課（ http://www.smrj.go.jp/jinzai/inst/035768.html ）に必要な書類を添えて競争参加資格の申請を行うこと。

※申請方法、申請書類等は、当機構の「平成２６年・２７年・２８年度競争参加資格審査提出要領（物品製造等）（以下「入札・契約情報／競争参加資格の申請手続き」「要領」という。）」に基づき作成すること。

なお、要領、申請方法、申請書類等については、次の機構HPを参照。
（ http://www.smrj.go.jp/utility/bid/shikaku/index.html ）

(4) 電気事業法第３条第１項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第 16 条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っているものであること。
ただし、電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 省 CO_2 化の要素を考慮する観点から、別紙１の「省 CO_2 化の要件に記載する基準」を満たすこと。

(6) 当該業務に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有した者であること。

(7) ３．に定める証明書等を平成 29 年１月 10 日（火）17:00（必着）までに提出し承認を受けたものであること。

３．証明資料の提出について

上記２．(4)、(5)を証明する資料を、別紙１の申請様式（「独立行政法人中小企業基盤整備機構の施設で使用する電気　調達 N0.1～No.8」に関する入札に係る競争参加資格確認書類の提出について）により作成し、平成 29 年１月 10 日（火）17:00 までに郵送又は持参により提出すること。（郵送の場合は書留郵便のみとし必着）。

なお、複数の入札を希望する場合はまとめて１通で良い。

(1) 提出場所

〒１０５－８４５３　東京都港区虎ノ門３－５－１　虎ノ門３７森ビル７階
独立行政法人中小企業基盤整備機構　財務部　調達・管理課

電話０３－５４７０－１５０７　　ＦＡＸ　０３－５４７０－１５１２
担当　伊東　E-mail itou-n@smrj.go.jp

(2) 承認又は未承認の回答

提出された書類に関する承認又は未承認の回答は、提出書類に記入された担当者宛にメールで回答する。

(3) その他

① 資料の提出に係る費用は、提出者の負担とする。
② 資料は、本件入札に関する競争参加資格の確認以外には使用しない。
③ 提出された資料は返却しない。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る説明会については、次のとおり開催する。

日時：平成 28 年 12 月 16 日（金）15 時 00 分～
官報公告の日時から変更しているので注意すること。
場所：東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル
中小企業基盤整備機構　2 階 2L 会議室

入札説明会に参加を希望する者は、平成 28 年 12 月 15 日（木）17:00 までに３．(1)の場所にＦＡＸ又はメール（会社名及び出席者明記のうえ（形式自由））により申請すること。定員は各社 1～２名とする。
なお、入札説明会の参加は、必須ではない。

４.仕様書等の交付

仕様書等は３．（１）の場所に①会社名、②部署、役職、③氏名を明記の上、申請のこと（申請様式は任意）。
交付期間は、平成 28 年 12 月 16 日（金）から平成 29 年 1 月 10 日（火）17:00 まで。

５．仕様書等に関する照会

仕様書等についての照会は、質問書（記入例１、様式１、代表者または部門長名の押印された文書とする。）を作成し、平成 28 年 12 月 20 日（火）17:00 までに３.(1)の場所へ提出すること（郵送の場合は書留郵便のみとし必着）。

質問のない場合については、質問書の提出は不要である。回答は、質問の有無に関わらず、平成 28 年 12 月 22 日（木）より平成 29 年 1 月 10 日（火）までの間、３.(1)の場所において掲示する。

なお、質問書を電子媒体にて提出したものについては、平成 28 年 12 月 22 日（木）までにメールにて回答する。

６．入札書の提出方法、場所等並びに開札に立ち会う者に関する事項

入札は、郵送による入札若しくは直接持参する入札のいずれかで行う。

直接持参して入札する場合、代理人をして入札書の提出並びに開札の立会いをさせるときは、その委任状（記入例２、様式２）を提出しなければならない。

委任状の代表者印については、記入例のとおり当機構へ競争参加資格申請を行った際に使用した代表者印によるものとし、複委任状、使用印鑑変更届等の提出のな

い異なる代表者印等で押印されたものについては、その委任状、入札書が全て無効（失格）となるので注意すること。なお、委任状は入札書を直接持参する場合は、入札時に直接、提出すること。郵送する場合は、平成 29 年 1 月 19 日（木）17:00 まで、３．(1)の場所に提出すること（郵送の場合は書留郵便のみとし必着）。

特に、代理人をして入札書の提出をする場合は、入札書の記名、押印は代理人のものとなるので注意すること。

(1)　入札書

機構の指定するものとし、調達 No.毎に作成して提出すること。（記入例３、様式３）入札書（内訳書を含む。）は封緘し、入札件名、会社名、代表社名、代表者氏名（代理人をして入札する場合は代理人氏名）、連絡先を表記すること。封筒については記入例４参照。

(2)　提出場所

《郵送による入札の場合》

３．(1)あてに、平成 29 年 1 月 19 日（木）17:00 まで、郵送すること。（郵送の場合は書留郵便のみとし必着）。

《入札書を直接持参する場合》

平成 29 年 1 月 20 日（金）、下記の時刻及び場所で入札、開札を行うので、直接持参すること。

①　時刻

調達 No.1　14:00、調達 No.2、14:20、調達 No.3　14:40、調達 No.4　15:00
調達 No.5　15:20、調達 No.6　15:40、調達 No.7　16:00、調達 No.8　16:20

② 場所　独立行政法人中小企業基盤整備機構２階２L 会議室

なお、入札は、７．(3)「初度入札を含め３回を限度として直ちに再度の入札を行う。」とあるように、《郵送による入札の場合》は再度入札において不利となる場合がある。

７．落札者の決定方法

(1) 1.(6)で定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

但し、予定価格に対し著しく低い金額により入札が行われた場合にあっては、調査等を行った上で落札者を決定する場合がある。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。なお、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引いて落札者を決定する。

(3) 開札をした場合において、各人の入札のうち、当機構の定める予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、初度入札を含め３回を限度として直ちに再度の入札を行う。

なお、この入札手続きにおいて失格となった者及び無効入札者については、原則として再度入札に参加することはできない。

但し、予定価格と応札額が著しく乖離している場合は再度の入札を行わず不調として入札を中止する場合がある。

(4) 入札金額については、本書、入札公告及び仕様書に基づき作成された、調達区分ごとの各施設の総価（3カ年分）としている。開札をした場合において、入札金額がこれ以外の標記がなされていたと判明した場合、理由の如何を問わず、入札書は無効とする。

８．契約書の作成

契約書は、別紙２「契約書（案）」を原則とし、当機構と落札者との協議により２通作成し、双方各１通を保有する。

なお、契約単価は様式３の別紙、内訳書に記入された単価で契約するものとする。

９．支払いの条件

支払いは毎月、適正な支払請求書を受理した日から３０日以内に対価を支払うこととする。ただし、落札者の公表している規程等がある場合は甲乙協議してこれに代えることができるものとする。

１０．契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地等

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役　財務部長　饒平名　知克

〒105-8453 東京都港区虎ノ門３－５－１（虎ノ門37森ビル7階）

１１．契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

１２．入札心得

入札心得については、当機構ホームページ「入札・契約情報／発注予定工事・契約関係書類／契約関係書類」の頁（アドレス）

http://www.smrj.go.jp/kikou/order/contract/index.html に掲載されているので適宜参照すること。入札心得に記載されている事項については、この入札説明書において必要とされる事項を各項において標記しているが、この説明書を補完する条文は、第２（公正な入札の確保）、第２の２（談合等不正行為があった場合の違約金等）、第３（入札の取り止め等）、第５（入札書の引き換え等の禁止）、第６（入札の無効）であり、このほか本入札に適合しない項目及び様式等については、本説明書、仕様書によるものとする。

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得（該当部分抜粋）

（公正な入札の確保）

第２　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第２の２　第８に定める落札者が、次の各号の一に該当したときは、落札者は、契約担当役の請求に基づき、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として契約担当役の指定する期間内に支払わなければなりません。

一　契約に関し、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二　契約に関し、落札者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の規定に該当した場合は契約を取り消す場合があります。

３　第１項に規定された条項は履行後も有効となります。

（入札の取り止め等）

第３　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

（入札書の引換え等の禁止）

第５　入札参加者は、入札書をいったん入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできません。入札者の意思表示の内容は、入札書に表示された文字により判断しますから、見積り誤り、書き誤り、その他の動機の錯誤等を理由として入札の無効を主張することはできません。

（入札の無効）

第６　次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

一　入札金額を記載していない入札又は入札金額を訂正した入札

二　記名又は押印のいずれかを欠く入札

三　誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札

四　入札に参加することができない者がした入札

五　委任状を入札前までに提出していない代理人名の入札

六　2 通以上の入札書をもってした入札

七　明らかに連合によると認められる入札

八　同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は２人以上の代理をした者の入札

九 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもってした入札
十 機能証明書等を添付することとされた入札にあっては、当該機能証明書等が審査の結果採用されなかった入札
十一 調達物品と同等のものであることを証明する必要のある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
十二 その他入札に関する条件に違反した入札

１３.その他

(1)競争参加者は、提出した証明書類等について説明を求められた場合は、自己の負担において速やかに書面をもって説明しなければならない。
(2)提出した入札書及び証明書類等は、変更及び取り消しをすることができない。
(3)３．の証明書類を提出した者が、本件入札を入札前に辞退する場合は、様式４「入札辞退届」を提出すること。（郵送でも可。）
(4)今回の入札を通じて入札者が知り得た情報は、第三者に漏洩してはならない。

◎添付資料

仕様書　　別冊
① 別紙１　「省 CO_2 化の要件に記載する基準」
② 別紙２　「契約書（案）」
③ 記入例１「質問書」
④ 記入例２「委任状」
⑤ 記入例３「入札書・内訳書」
⑥ 様式１　「質問書」
⑦ 様式２　「委任状」
⑧ 様式３　「入札書・内訳書」
⑨ 様式４　「入札辞退届」

① 別紙１

省 CO_2 化の要件に記載する基準（九州電力㈱管内）

１．　条　件

（１）①平成26年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成26年度の未利用エネルギー活用状況、③平成26年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の５項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

基　　準	区　　分	点数
① 平成 26 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）　(kg-CO_2/kWh)	0.000 以上0.475 未満	７０
	0.475 以上0.500 未満	６５
	0.500 以上0.525 未満	６０
	0.525 以上0.5650 未満	５５
	0.550 以上0.575 未満	５０
	0.575 以上0.600 未満	４５
	0.6700 以上0.625 未満	４０
	0.625 以上0.650 未満	３５
	0.650 以上0.675 未満	３０
	0.675 以上0.700 未満	２５
	0.870 以上	２０
② 平成 26 年度の未利用エネルギー活用状況	１．３５％以上	１５
	０．６７５％以上１．３５％未満	１０
	０％超０．６７５％未満	5
	活用していない	0
③ 平成26年度の再生可能エネルギー導入状況	３．００％以上	１５
	１．５０％以上３．００％未満	１０
	０％超　１．５０％未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取り組み	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
⑤ グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力の割合）	５．０％	１０
	２．５％	5
	活用しない	0

（注）各用語の定義は表「各用語の定義」を参照

※財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

（２）グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札参加資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、当機構に譲渡することとする。譲渡とは、グ

リーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書保有者を管理するための帳簿等の名義を独立行政法人中小企業基盤整備機構　理事長に変更することを言う。書類等がある場合、その書類等も譲渡することとする。

２．添付書類

入札に当たっては、競争参加資格確認書類として１．（１）の条件を満たすことを示す資料及びその根拠を示す書類を添付すること。

３．契約期間内における努力等

（１）契約事業者は、契約期間の３年間についても、１．（１）の表による評点の合計が７０点以上となるように電力を供給するように努めること。

（２）１．（１）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、１．（１）の基準を満たして電力の供給を行ったか否か、報告するものとする。

（表）別紙１の「用語の定義」

用　　語	
①平成26年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）	「平成26年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成26年度の二酸化炭素排出係数。
② 平成26年度の未利用エネルギー活用状況	① 未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成26年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 平成26年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)（kWh）を平成26年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式）平成26年度の未利用エネルギーの活用状況(%)＝平成26年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)／平成26年度の供給電力量（需要端）×100 １．未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

	２．未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス ３．平成26年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。 ４．平成 26 年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。
③ 平成 26 年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの （算定方式） 平成 26 年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)=（①＋②）／③×１００ ①平成26年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh）） ②平成26年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)） ③平成26年度の供給電力量（需要端(kWh)） １．再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。 ２．平成26年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②）には他電気事業者への販売分は含まない。 ３．平成 26 年度の供給電力量（③）には他電気事業者への販売分は含まない。
④ 需要家への需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス （リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可

	能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

【申請書様式】

平成　　年　　月　　日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
　分年契約担当役
　　財務部長　饒平名　知克　あて

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

「独立行政法人中小企業基盤整備機構の施設で使用する電気　No.X」に
関する入札に係る競争参加資格確認書類の提出について

※No.Xは入札に複数参加する場合は全てのナンバーを記入すること。

標記について、下記①を証するとともに、②適合証明書を提出いたします。

① 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っているものであること。
　ただし、平成29年1月23日に電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること者であること。

② 別紙1に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること。）

（担当者、連絡先）
所属部署：
氏　　名：
TEL/FAX　：
E-mail　：

別紙１

適　合　証　明　書

平成　　年　　月　　日

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

下記のとおり相違ないことを証明いたします。

１．平成 26 年度の状況

	項　　目	自社の基準値	点　数
①	平成 26 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）		
②	平成 26 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成26年度の再生可能エネルギー導入状況		
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取り組み		
	項　　目	譲渡予定量	点　数
⑤	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力の割合）		

注１：１．の「自社基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、「省 CO_2 化の要件に記載する基準」に関する条件により算出した値を記載すること。
注２：１．の合計点が７０点以上となった者を本調達の入札適合者とする。
注３：１．の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

別紙２

契　約　書（案）

独立行政法人中小企業基盤整備機構地域本部長（大学校長）（以下「甲」という。）と株式会社○○（以下「乙」という。）とは施設名　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊で使用する電気(YY 電力(株)管内)の需給について下記条項に基づき契約を締結する。

記

（契約の目的）
第１条　乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。
（契約金額）
第２条　契約金額は次のとおりとする。
（基本料金）

	基本料金単価 （1ｋＷにつき）	消費税計算の基準となる 消費税抜きの額
基　本　料　金	円　　銭	円　　銭

（電力量料金）

	電力量料金単価 （1ｋＷｈにつき）	消費税計算の基準となる 消費税抜きの額
夏　　季	円　　銭	円　　銭

※入札書の別紙、内訳書に記載された金額（単価）が契約金額となる。

２　消費税は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出した額とする。
３　消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）の改正に伴う契約金額については、第１項で定める「消費税計算の基準となる消費税抜きの額」に消費税率を乗じて得た額（厘の値を四捨五入して銭止め。）
とする。
４　乙の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要が生じたときは、甲乙協議の上契約金額を改定することができる。
（供給場所及び期間）
第３条　乙の電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。
場　　所　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
契約期間　平成 29 年　月　日（契約締結日）から平成 32 年 3 月 31 日
供給期間　平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日
（契約保証金）
第４条　甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の禁止）
第５条　乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。
（使用電力量の増減）
第６条　甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。
（契約電力）
第７条　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
（計量及び検査）
第８条　乙は毎月１日（以下「計量日」という。）に、記録された値を、原則として同日に検針の上、使用電力量を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。
（料金の算定期間）
第９条　料金の算定期間は、前月の計量日から、当月の計量日の前日までとする。
（料金の算定方法）
第１０条　乙は第８条に定められた検査終了後、第７条に定める契約電力に、第２条で定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額と、当月分における使用電力量に第２条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額とを合算した額を１か月ごとに甲に請求するものとする。ただし、第７条に定める契約電力に、第２条で定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額は、当月の力率により料金割引または割増を行なうものとする。
（料金の請求及び支払い）
第１１条　乙は、第８条に定めた検査終了後、第１０条の規定、並びに法令等で定める燃料費調整および再生可能エネルギー電賦課金の規定に基づき、支払い請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払いを甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の規定により適法な支払い請求書が提出されたときは、これを受理した日から３０日以内に乙に対価を支払わなければならない。
（支払い遅延利息）
第１２条　甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条第２項の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し、年３．３％の割合で計算した金額（円未満の端数切り捨て）を遅延利息として乙に支払うものとする。
（不測の事情による契約解約等）
第１３条　本契約期間中に、甲において監督官庁の査定、指示等の不測の事情により本業務が縮小、廃止される場合及び電気の需給を受ける施設の管理・運営を第三者に委託する場合並びに施設を譲渡する場合には、甲は、本契約の変更の申し入れ又は解約することができる。
２　前項の場合、甲は、本契約の変更又は解約の申し入れについて、変更又は解約しようとする日の２ヶ月前までに、書面をもって乙に通知しなければならない。
３　第１項の場合には、乙は、これにより生じた損害の賠償を甲に請求することができない。
（契約の解除）
第１４条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
一　天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められたとき。
二　本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。

三　前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達成することが明らかにできないと認められるとき。

（違約金）

第１５条　天災その他不可抗力の原因によらないで、乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は当該日から契約期間満了までに係る契約電力に第２条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額と予定使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額の合計額の１００分の１０に相当する金額を甲に支払わなければならない。

（秘密の保全）

第１６条　乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（債権譲渡の禁止）

第１７条　乙はこの契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第１８条　この契約条項又は契約に定めのない事項については、地域の一般電気事業者が特定規模需給に対して定める標準供給条件又は電気需給約款等（以下「標準約款等」という。）準拠すること、並びに地域の一般電気事業者が定める託送供給約款によるものとし、紛争または疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

特　記　事　項

＜特記事項１＞

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１条　甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

１　本契約に関し乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。

（１）独占禁止法第４９条第１項に規定する排除措置命令が確定したとき

（２）独占禁止法第５０条第１項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

（３）独占禁止法第６６条第４項の審決が確定したとき

（４）独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

２　本契約に関し、乙の独占禁止法第８９条第１項又は第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

３　本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条に規定する刑が確定したとき。

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第２条　乙は、前条第１項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

（１）独占禁止法第４９条第１項の排除措置命令書

（２）独占禁止法第５０条第１項の課徴金納付命令書

（３）独占禁止法第６６条第４項の審決についての審決書
（４）独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害賠償）

第３条　乙は、本契約に関し、第１条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

３　第１項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

５　乙が、第１項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５．０パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

＜特記事項２＞

（反社会的勢力の場合の契約の解除等）

第４条　甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程第２２第３７号）第２条に規定する反社会的勢力に該当することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除するこができる。

（下請負契約等に関する契約解除）

第５条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない

２　甲は、乙が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（反社会的勢力及び下請負人等に関する契約解除による損害賠償）

第６条　甲は、第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、損害を賠償するものとする。

３　乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することな

く、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

４　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

５　第２項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

６　第３項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

７　乙が、第３項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５．０パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第７条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年　月　　日

甲　　東京都港区虎ノ門３丁目５番１号
独立行政法人中小企業基盤整備機構
分任契約担当役　＊＊＊＊＊＊＊

乙

契約書条文に係る留意事項

本件契約については、原則としてこの契約条文によるものとする。

業務履行上特段の事情がある場合については、別途覚書、特約条項等を取り交わすものとする。

契約書体裁については、この条文のほか仕様書を添付して製本し甲乙取り交わすものとする。

記入例１

様式１

平成　　年　　月　　日
※（質問書提出日を記入する）

質　問　書

独立行政法人中小企業基盤整備機構
分任契約担当役
財務部長　饒平名　知克　あて

※必ず代表者によるものとし、
登録済の代表者印を押印する。

住　所 東京都港区虎ノ門三丁目５番１号
会社名　株式会社中小商事
代表者名　　代表取締役 中小太郎　　印

「独立行政法人中小企業基盤整備機構の施設で使用する電気」に関する質問書を提出します。

調達に参加しようとする調達Ｎ０．Ｘ（１～８）を記載すること。

調達 N0.X

質問事項　①

②

③

記入例２

様式２

委　　任　　状

私は、　中小　一郎　を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「独立行政法人中小企業基盤整備機構の施設)で使用する電気　調達N0.X」に関し、下記の権限を委任します。

入札に参加しようとする調達N0.Xを記載すること。
複数有る場合は全ての調達No１～８を記入すること。

記

１．　入札に関する一切の件

２．　見積に関する一切の件

３．　開札の立ち会いに関する一切の件

その他、委任事項を記入する。

代 理 人 使用印鑑	前田

平成２９年　　月　　日

※必ず代表者によるものとし、競争参加資格申請書に登録済の代表者印を押印する。

住　所　　東京都港区虎ノ門三丁目５番１号
委任者　会社名　　株式会社中小商事
代表者名　　代表取締役 中小太郎　印

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役
　　財務部長　饒平名　知克　あて

記入例３

様式３

入　　札　　書

円止め（小数点以下は切り捨て）

金.　　円也

（施設が複数ある場合は合計金額）

【内訳書】別紙のとおり。

（入札件名）「独立行政法人中小企業基盤整備機構の施設で使用する電気　調達No.８」

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

平成　　年　　月　　日

郵送の場合は作成日を、持参して入札する場合は入札日（平成29年１月20日）を記載すること。

住　所　　※業者登録に記載の会社住所、会社名を記入
会社名　　株式会社中小商事
氏　名

(1)郵送で入札する場合は代表者名、会社印（使用印鑑届けで申請している印鑑）。
(2)代理人が入札書を持参して入札する場合は、代理人氏名と委任状に押印された印鑑、会社印は不要。

独立行政法人中小企業基盤整備機構
分任契約担当役
財務部長　饒平名　知克　　あて

記入例３

様式３　別紙　総括表
（件名）「独立行政法人中小企業基盤整備機構の施設で使用する電気　調達No.８」

項　　目	全体	施設名□	施設名◇	施設名△	
合計（小計①＋小計②）	い＋ろ＋は	い	ろ	は	

※調達内に複数施設がある場合に使用する。

記入例３

様式３　別紙　内訳

調達No. ８
施設名；　○○△△□□○○△△□□

１．基本料金

区　　分	a）予定契約電力(kW)	b)供給期間36ヶ月	C)基本料金単価(円／kW)	d)力率補正0.85	e)金額（円）a)*b)*c)*d)
基本料金（常時）	＊＊＊	36	*********	0.85	*********
小計①					

２．電力量料金

区　　分	f)予定使用電力量(kWh)	g)電力量料金単価(円／kWh)	h)金額（円）f)*g)
平日電力量	＊＊＊＊＊＊	**********	**********
休日電力量	＊＊＊＊＊＊	**********	**********
小計②			

３．入札書価格算定

区　　分	金額（円）
A　合計（小計①＋小計②）（円）	**********

★予定契約電力量（ｋW）及び)電力量（ｋWh）については、平成28年12月16日（金）入札説明会で交付予定の仕様書別紙２による

※１：内訳書は施設毎に作成し、その合計値を次に示す総括表にまとめ、合計額を入札書に記入すること。ただし調達内の施設が、１施設の場合は、総括表は不要であり、内訳書も１通で良い。

※２：用いる数値は、ａ）予定契約電力（kW）は仕様書別紙２に提示する数量（単位止）、ｂ）供給期間は３６（整数値）、C)基本料金単価（円／kW）は小数点以下２位止、d)力率補正値は１００％と仮定「〔185－力率〕／１００」で算出した数値０．８５（固定値）」とする。ｅ）・ｈ）及び小計①、小計②は、小数点２位止、ｆ）予定使用電力量（kWh）は仕様書別紙２に提示する数量（単位止）

ｇ）電力量料金単価（円／kWh）は小数点以下２位止とする。

※３：予定価格算定においては、力率補正値は１００％と仮定、燃料費調整額および太電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

※４：Ａの合計欄は小計欄①及び②を合計し、小数点以下を切り捨て単位止とする。

記入例４

封筒記入例

表

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役　財務部長　饒平名　知克　殿

件名　「独立行政法人中小企業基盤整備機構の施設で使用する電気　調達NO.X」
に係る入札書

調達 No.X を記入すること。

裏

封　緘

住　所

会　社　名

代　理　人　氏　名

封筒様式は表記の内容を記載していれば任意サイズで構わない。
また、封緘印についても代理人印、社判、封緘印のいずれでも構わない。
※委任状を同封しないこと！！

様式１

平成　　年　　月　　日

質　問　書

独立行政法人中小企業基盤整備機構
分任契約担当役
財務部長　饒平名　知克　あて

住　所
会社名
代表者名

「独立行政法人中小企業基盤整備機構の施設で使用する電気」に関する質問書を提出します。

調達No.

質問事項　①

……

②

……

③

……

様式２

委　　任　　状

私は、　　を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「独立行政法人中小企業基盤整備機構の施設で使用する電気　調達No.　　」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　入札に関する一切の件

２．　見積に関する一切の件

３．　開札の立ち会いに関する一切の件

代 理 人 使用印鑑	

平成２９年　　月　　日

住　所
委任者　会社名
代表者名

独立行政法人中小企業基盤整備機構
分任契約担当役
財務部長　饒平名　知克　殿

様式３

入　　札　　書

金.　　円也

（入札件名）「独立行政法人中小企業基盤整備機構の施設で使用する電気　調達No.８」

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

平成２９年　　月　　日

住　所
会社名
氏　名

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役
財務部長　饒平名　知克　　殿

様式３　別紙　総括表
（件名）「独立行政法人中小企業基盤整備機構の施設で使用する電気　調達No.８」

項目	全体合計	中小企業大学校直方校	中小企業大学校人吉校	クリエイション・コア福岡	くまもと大学連携インキュベータ	ながさき出島インキュベータ（D-FLAG）
合計（小計①＋小計②）						

※調達内に複数施設がある場合に使用する。

様式３　別紙　内訳

調達No. ８

施設名；　中小企業大学校直方校

１．基本料金

区　　分	a）予定契約電力(kW)	b)供給期間36ヶ月	C)基本料金単価（円／kW）	d)力率補正0.85	e)金額（円）a)*b)*c)*d)
基本料金（常時）					
小計①					

２．電力量料金

区　　分	f)予定使用電力量(kWh)	g)電力量料金単価(円／kWh)	h)金額（円）f)*g)
ピーク時電力量			
昼間電力量・夏季			
昼間電力量・その他季			
夜間電力量			
小計②			

３．入札書価格算定

区　　分	金額（円）
A　合計（小計①＋小計②）（円）	

★予定契約電力量（ｋW）及び)電力量（ｋWh）については、平成28年12月16日（金）入札説明会で交付予定の仕様書別紙２による。

※１：内訳書は施設毎に作成し、その合計値を次に示す総括表にまとめ、合計額を入札書に記入すること。
　ただし調達内の施設が、１施設の場合は、総括表は不要であり、内訳書も１通で良い。

※２：用いる数値は、ａ）予定契約電力（kW）は仕様書別紙２に提示する数量（単位止）、ｂ）供給期間は３６（整数値）、C)基本料金単価（円／kW）は小数点以下２位止、d)力率補正値は１００％と仮定「〔185－力率〕／１００」で算出した数値０．８５（固定値）」とする。

ｅ）・ｈ）及び小計①、小計②は、小数点２位止、ｆ）予定使用電力量（kWh）は仕様書別紙２に提示する数量（単位止）

ｇ）電力量料金単価（円／kWh）は小数点以下２位止とする。

※３：予定価格算定においては、力率補正値は１００％と仮定、燃料費調整額および太電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

※４：Ａの合計欄は小計欄①及び②を合計し、小数点以下を切り捨て単位止とする。

様式３　別紙　内訳

調達No. ８

施設名；　中小企業大学校人吉校

１．基本料金

区　　分	a）予定契約電力(kW)	b)供給期間36ヶ月	C)基本料金単価（円／kW）	d)力率補正0.85	e)金額（円）a)*b)*c)*d)
基本料金（常時）					
小計①					

２．電力量料金

区　　分	f)予定使用電力量(kWh)	g)電力量料金単価(円／kWh)	h)金額（円）f)*g)
ピーク時電力量			
昼間電力量・夏季			
昼間電力量・その他季			
夜間電力量			
小計②			

３．入札書価格算定

区　　分	金額（円）
A　合計（小計①＋小計②）（円）	

★予定契約電力量（ｋW）及び)電力量（ｋWh）については、平成28年12月16日（金）入札説明会で交付予定の仕様書別紙２による。

※１：内訳書は施設毎に作成し、その合計値を次に示す総括表にまとめ、合計額を入札書に記入すること。
　ただし調達内の施設が、１施設の場合は、総括表は不要であり、内訳書も１通で良い。

※２：用いる数値は、ａ）予定契約電力（kW）は仕様書別紙２に提示する数量（単位止）、ｂ）供給期間は３６（整数値）、C)基本料金単価（円／kW）は小数点以下２位止、d)力率補正値は１００％と仮定「〔185－力率〕／１００」で算出した数値０．８５（固定値）」とする。

ｅ）・ｈ）及び小計①、小計②は、小数点２位止、ｆ）予定使用電力量（kWh）は仕様書別紙２に提示する数量（単位止）

ｇ）電力量料金単価（円／kWh）は小数点以下２位止とする。

※３：予定価格算定においては、力率補正値は１００％と仮定、燃料費調整額および太電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

※４：Ａの合計欄は小計欄①及び②を合計し、小数点以下を切り捨て単位止とする。

様式３　別紙　内訳

調達No. ８

施設名；　クリエイション・コア福岡

１．基本料金

区　　分	a）予定契約電力（kW）	b)供給期間36ヶ月	C)基本料金単価（円／kW）	d)力率補正0.85	e)金額（円）a)*b)*c)*d)
基本料金（常時）					
小計①					

２．電力量料金

区　　分	f)予定使用電力量（kWh）	g)電力量料金単価（円／kWh）	h)金額（円）f)*g)
ピーク時電力量			
昼間電力量・夏季			
昼間電力量・その他季			
夜間電力量			
小計②			

３．入札書価格算定

区　　分	金額（円）
A　合計（小計①＋小計②）（円）	

★予定契約電力量（ｋW）及び)電力量（ｋWh）については、平成28年12月16日（金）入札説明会で交付予定の仕様書別紙２による。

※１：内訳書は施設毎に作成し、その合計値を次に示す総括表にまとめ、合計額を入札書に記入すること。
　ただし調達内の施設が、１施設の場合は、総括表は不要であり、内訳書も１通で良い。

※２：用いる数値は、ａ）予定契約電力（kW）は仕様書別紙２に提示する数量（単位止）、ｂ）供給期間は３６（整数値）、C)基本料金単価（円／kW）は小数点以下２位止、d)力率補正値は１００％と仮定「〔185－力率〕／１００」で算出した数値０．８５（固定値）」とする。

ｅ）・ｈ）及び小計①、小計②は、小数点２位止、ｆ）予定使用電力量（kWh）は仕様書別紙２に提示する数量（単位止）

ｇ）電力量料金単価（円／kWh）は小数点以下２位止とする。

※３：予定価格算定においては、力率補正値は１００％と仮定、燃料費調整額および太電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

※４：Ａの合計欄は小計欄①及び②を合計し、小数点以下を切り捨て単位止とする。

様式３　別紙　内訳

調達No. ８

施設名；　くまもと大学連携インキュベータ

１．基本料金

区　　分	a）予定契約電力（kW）	b)供給期間 36ヶ月	C)基本料金単価（円／kW）	d)力率補正 0.85	e)金額（円） a)*b)*c)*d)
基本料金（常時）					
小計①					

２．電力量料金

区　　分	f)予定使用電力量（kWh）	g)電力量料金単価（円／kWh）	h)金額（円） f)*g)
ピーク時電力量			
昼間電力量・夏季			
昼間電力量・その他季			
夜間電力量			
小計②			

３．入札書価格算定

区　　分	金額（円）
A　合計（小計①＋小計②）（円）	

★予定契約電力量（ｋW）及び)電力量（ｋWh）については、平成28年12月16日（金）入札説明会で交付予定の仕様書別紙２による。

※１：内訳書は施設毎に作成し、その合計値を次に示す総括表にまとめ、合計額を入札書に記入すること。
　ただし調達内の施設が、１施設の場合は、総括表は不要であり、内訳書も１通で良い。

※２：用いる数値は、ａ）予定契約電力（kW）は仕様書別紙２に提示する数量（単位止）、ｂ）供給期間は３６（整数値）、C)基本料金単価（円／kW）は小数点以下２位止、d)力率補正値は１００％と仮定「〔185－力率〕／１００」で算出した数値０．８５（固定値）」とする。

ｅ）・ｈ）及び小計①、小計②は、小数点２位止、ｆ）予定使用電力量（kWh）は仕様書別紙２に提示する数量（単位止）

ｇ）電力量料金単価（円／kWh）は小数点以下２位止とする。

※３：予定価格算定においては、力率補正値は１００％と仮定、燃料費調整額および太電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

※４：Ａの合計欄は小計欄①及び②を合計し、小数点以下を切り捨て単位止とする。

様式３　別紙　内訳

調達No. ８

施設名；　ながさき出島インキュベータ（D-FLAG）

１．基本料金

区　　分	a）予定契約電力（kW）	b)供給期間 36ヶ月	C)基本料金単価（円／kW）	d)力率補正 0.85	e)金額（円） a)*b)*c)*d)
基本料金（常時）					
小計①					

２．電力量料金

区　　分	f)予定使用電力量（kWh）	g)電力量料金単価（円／kWh）	h)金額（円） f)*g)
ピーク時電力量			
昼間電力量・夏季			
昼間電力量・その他季			
夜間電力量			
小計②			

３．入札書価格算定

区　　分	金額（円）
A　合計（小計①＋小計②）（円）	

★予定契約電力量（ｋW）及び)電力量（ｋWh）については、平成28年12月16日（金）入札説明会で交付予定の仕様書別紙２による。

※１：内訳書は施設毎に作成し、その合計値を次に示す総括表にまとめ、合計額を入札書に記入すること。
　ただし調達内の施設が、１施設の場合は、総括表は不要であり、内訳書も１通で良い。

※２：用いる数値は、ａ）予定契約電力（kW）は仕様書別紙２に提示する数量（単位止）、ｂ）供給期間は３６（整数値）、C)基本料金単価（円／kW）は小数点以下２位止、d)力率補正値は１００％と仮定「〔185－力率〕／１００」で算出した数値０．８５（固定値）」とする。

ｅ）・ｈ）及び小計①、小計②は、小数点２位止、ｆ）予定使用電力量（kWh）は仕様書別紙２に提示する数量（単位止）

ｇ）電力量料金単価（円／kWh）は小数点以下２位止とする。

※３：予定価格算定においては、力率補正値は１００％と仮定、燃料費調整額および太電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

※４：Ａの合計欄は小計欄①及び②を合計し、小数点以下を切り捨て単位止とする。

様式４

入　札　辞　退　書

（入札件名）「独立行政法人中小企業基盤整備機構の施設で使用する電気　調達No.８」

上記について、都合により入札を辞退します。

年　　月　　日

住　所
氏　名　　印

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役
財務部長　饒平名　知克　　殿